

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、下図を確認の上、医療機関を受診する前に「あきた帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談も同センターで受け付けています。

新型コロナウイルスに感染したかも…と思ったら

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

以下のかたは、上の①または②の状態が2日程度続く場合

- 高齢のかた
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患があるかた
- 透析を受けているかた
- 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた
- 妊娠中のかた

該当 ↓

新型コロナウイルス感染症
あきた帰国者・接触者相談センターに相談

☎(866)7050 (24時間対応)

センターでは、症状(いつから、どのような症状がどのくらい)、流行地域への渡航歴や接触歴、行動歴などを確認します。

感染の可能性が高い ↓

保健所が調整した帰国者・接触者外来を受診してください

→検査(鼻咽頭ぬぐい液、痰の採取)

陽性 ↓

入院

陰性 →

一般の医療機関を受診してください

非該当 ↓

感染の可能性が低い ↓

【受診時のお願い】 受診の際は、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット(マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします

*上記の内容は、3月6日現在の情報になります。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください(広報ID番号 1023877)。

◆市有施設において、一部休館・利用制限を行っています。利用の可否については、各施設へ直接お問い合わせください。

◆広報あきた2月21日号・3月6日号に掲載した催しなどについて、一部中止・延期となっていますのでご了承ください。詳しくは、各主催者にお問い合わせください。

◆3月6日号に掲載し、中止・延期になった催しは次のとおりです。

*広報広聴課へ3月5日までに中止・延期の連絡があったもので、直接会場へ行く(申込不要)催しのみ掲載しています。下記以外の催しについても、開催の有無については、各主催者にお問い合わせください。

(かっこ内は掲載ページです)

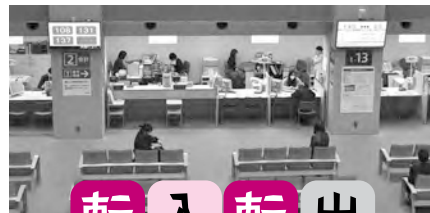
■第4回学校適正配置北部地域ブロック協議会(9) ■ぴよんぴよん広場(16) ■ほかほかふれあいタイム(16) ■はかってみようday(16) ■パンダのえほん修理屋さん(16) ■作ってあそぼう工作会(16) ■親子で楽しむわらべうた(16) ■スマイルキッズ(16) ■動物園の通常開園イベントなど(18) ■お酒を楽しむ器展(18) ■市民文化のつどい・郷土秋田を考える文化講演会(19) ■市民活動フェスタ2020(19) ■大学病院のがんサロン(20) ■ヘルマン・ヘッセ昆虫展(21) ■卸売市場開放デー(22) ■東部市民サービスセンターの「春休み子ども映画会」(22) ■河辺総合福祉交流センターでの「春休み子ども映画会」(22)

■3月分の給食費は発生しません

新型コロナウイルスの影響により市立小・中学校が臨時休校となったため、3月30日(月)は2月分のみの給食費の口座振替となります。

なお、口座振替の手続きをしていないかたには3月中旬に納付書をお送りします。金融機関窓口で、3月30日(月)までに納付してください。

【問】学事課☎(888)5806



転入転出

手続きはお忘れなく！

3月・4月は転入・転出などの届出で、窓口が大変混み合う時期です。特に3月下旬〜4月初旬と月曜日は大変混雑し、時間帯は午前10時〜午後3時頃がピークです。

住民票や印鑑登録証明書などの証明書のみの申請のかたは、自動交付機やマイナンバーカードを使用したコンビニ交付をおすすめします。詳しい手続きなどは、市ホームページをご覧ください。広報ID番号 10235899



受付場所・時間

市役所1階市民課

☎(8888)5626

平日午前8時30分〜午後5時15分

各市民サービスセンター(SC)

駅東SC・各連絡所

平日午前8時30分〜午後5時15分

(駅東SCは午前9時〜)

・西部市民SC ☎(8888)8080

・南部市民SC(御野場) ☎(8838)1212

・北部市民SC ☎(8893)5984

・河辺市民SC ☎(8822)5131

・雄和市民SC ☎(8806)5255

・駅東SC ☎(8807)5320

・若見三内連絡所 ☎(8833)2111

・大正寺連絡所 ☎(8807)2111

持ち物

本人と確認できる、運転免許証や健康保険証などをお持ちください。

また、「本人」「本人と同一世帯のかた」「法定代理人」以外のかたが届け出る場合は委任状が必要です。

市役所市民課に 住民異動届の臨時窓口を開設

開設日
3月29日(日)と4月5日(日)
午前8時30分〜午後0時30分

臨時窓口の取り扱い業務

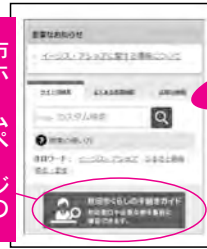
- ・住民異動届(転入・転出・転居など)
- ・住民異動に伴う手続き(印鑑登録、住民票の写しなどの交付、国民健康保険、小・中学校の転学通知書の発行、児童手当など)

▼臨時窓口では、他市町村や他機関への確認が必要な場合など、内容によりお取り扱いができない場合がありますのでご了承ください。

▼住民異動届に伴う福祉関係の手続きなどは、後日来庁が必要になる場合があります。



「秋田市くらしの手続きガイド」 必要書類、窓口の場所を 来庁前に確認できます！



市ホームページの
ここをクリック！

市の新たなインターネットサービス「秋田市くらしの手続きガイド」は、市役所に来庁されるかたの状況に応じた手

ご利用の流れ

- ▼市ホームページにアクセス
- ▼8つのライフイベント「転入」「転居」「転出」「結婚」「出生」「離婚」「死亡」「氏名変更」から、必要な手続きを選択します
- ▼画面に従い、チェック項目を入力します
- ▼必要な手続きや書類、窓口の場所などが表示されます
- ▼さらに、必要な書類に「住民異動届」を含む場合、入力した情報が記載された申請書(PDF)が作成、印刷できます

続内容や必要書類、窓口の場所などをスマートフォンやパソコンを使って知ることができる便利な機能です。ぜひ一度、市ホームページからアクセスしてみてください。

●問い合わせ
情報統計課 ☎(8888)5468
広報ID番号 10235899

◆入力画面の一例 (市内での転居の場合)

転居

秋田市内での引越しを行う際に必要となる行政手続きを洗い出し...

各種証明書に関連して、以下のうち該当するものをすべて選択し、「次へ」を押してください。

- マイナンバーカードを持っている方がいる
- マイナンバー通知カードを持っている方がいる
- 住民基本台帳カードを持っている方がいる
- 運転免許証を持っている方がいる

上記を選択して次へ

秋田市役所本庁舎

秋田中央市民サービスセンター、秋田北西部市民サービスセンター、秋田東部市民サービスセンター、秋田西部市民サービスセンター、秋田市緑野市民サービスセンター、秋田市駅東市民サービスセンター(別館を設けても手続きができます)

1階(市民課)

- > 3000_転居届
届出のやりかたを詳しく 書式あり
- > 3010_マイナンバーカードの住所変更

2階(子ども事務課)

- > 3180_児童手当の受給者住所変更

*紙面上、表示内容を拡大しているため、画面は途中で切れています。